

NO MORE 違反建築！

～所有者・建物管理者の方々へ～



そうなる前に必ず
建築士・市役所への相談を！！

違反者には、3年以下の懲役または

300万円以下の罰金が科される可能性も！

(違反建築物には使用停止命令・公表を行うことも)

増築・用途変更など

■建築基準法に関する相談■

福岡市住宅都市みどり局建築指導部 建築審査課

福岡市中央区天神1丁目8-1 4階

TEL 092-711-4577

■違反建築物に関する相談■

福岡市住宅都市みどり局建築指導部 監察指導課

福岡市中央区天神1丁目8-1 4階

TEL 092-711-4719



違反 1

防火設備の機能不全

階段室等の防火設備前に物品等を置いたり、ストッパー等で固定すると火災時に防火設備が正常に作動しない場合があります。



違反 2

廊下・階段に物品設置

廊下・階段の物品は避難上の障害となったり、消防隊の救助活動の支障となります。日頃から、物品の整理をお願いします。



違反 3

防火扉の変更

階段に面した扉は、原則、防火設備が必要です。

木製扉や普通ガラス入りの扉にすることはできません。

※ 防火設備：鉄扉・網入りガラスサッシ等



違反 4

避難経路の施錠

避難の際に使用する扉は、カギを用いずに開けられる必要があります。管理上の都合で避難経路に鍵を設置しないようお願いします。

※ 破壊して開錠するカバーや、管理室で開錠する電気錠もあります。



違反 5

窓の封鎖

窓には採光・換気の役割だけではなく、火災時に煙を外部に逃がす重要な役割があります。

また、消防隊の救助活動の経路として必要な場合もありますので封鎖しないようお願いします。



違反 6

屋根の設置

屋根（簡易的なテント等）を架けて使用することは、火災時の延焼拡大や建物全体の構造上に影響を及ぼすことがあります。



違反 7

内装仕上げの変更

壁・天井に木材等の可燃材を使用すると火災時に内装が激しく燃え広がり大変危険です。

壁紙には不燃・準不燃等の性能があり、特に火気使用室は、仕上・下地共に材料の指定があります。



違反 8

非常用照明の不備

各部屋、避難経路、階段等に非常用照明を設置しなければなりません。また、バッテリー切れを起こすこともありますので定期的な点検が必要です。